

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案新旧対照条文

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年
内閣府、総務省、
財務省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省、
法務省、
農林水産省、令第一号）

改 正 案	現 行
<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第三条第一項第三号又は第四号に掲げる取引のうち、顧客分 別金信託（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四 十三条の二第二項の規定による信託をいう。）の取引の開始又は 受益者の指定</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 令第三条第一項第九号に規定する契約の締結のうち、金融商品 取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場若しくは同 法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれら</p>	<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 令第三条第一項第三号又は第四号に掲げる取引のうち、顧客分 別金信託（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十七 条第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十 二年政令第四百八十号）第十五条第二項の規定による信託をいう 。）の取引の開始又は受益者の指定</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 令第三条第一項第九号に規定する契約の締結のうち、証券取引 法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場若しくは同法第 六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準</p>

に準ずる有価証券の売買若しくは外国市場デリバティブ取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。）を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うものの締結

ずる外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の有価証券市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うものの締結

（国等に準ずる者）

（国等に準ずる者）

第六条 令第四条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

第六条 令第四条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 一〇（略）

一 一〇（略）

十一 有価証券の売買を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社

十一 外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の有価証券市場に上場又は登録している会社